社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成３０年度　第４回　理事会議事録

１　開催年月日　　平成３１年２月２５日（月）
　　午後１時３０分～午後３時３５分
２　開催場所　　精華町地域福祉センターかしのき苑１階　会議室Ａ・Ｂ
３　理事総数　　１２名
４　出席者氏名　（１０名）
　　理事　　八木章介　森　修美　岩前良幸　長谷川 悟
　　石崎照代　中畔秀昭　村瀬由美子　福味加世子
　　山本正來　岡田敦子
　　監事　　浦田善之
５　欠席者氏名　理事　　早樫一男　田中智美
　　監事　　島中秀司
６　議　　案
　第２号報告　会長職務の執行状況について
　第 14 号議案　平成３０年度第２回評議員会の招集について
　第 15 号議案　経理規程の一部改正について
　第 16 号議案　平成３１年度事業計画について
　第 17 号議案　平成３１年度収支予算について
　第 18 号議案　評議員選出等の規程の一部改正について
　第 19 号議案　平成３１年度資金運用計画について
７　諸報告
８　議事の経過要領及び議案議決の結果
　定刻に至り、定款第３０条の規定により議長に福味加世子理事が選任され、議長は定款第３１条第１項に定める定足数を満たしていることを確認し、議事に入った。

　報告事項２　会長職務の執行状況について
　議長の指示により、会長から、定款第２１条第４項に基づき、職務執行概要

及び平成３０年度８月から１２月までの行事、会議等における職務執行状況について資料を用いて報告した。

第１４号議案　平成３０年度第２回評議員会の招集について
議長の指示により、事務局長から、平成３０年度第２回評議員を平成３１年３月１２日（火）に招集したい旨について、時間、場所及び案件について提案説明した。
第１４号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第１５号議案　経理規程の一部改正について
議長の指示により、事務局長から、平成３１年度から成年後見支援センターを精華町から受託運営することに伴い、平成３１年度会計から公益事業区分、公益事業拠点区分に新たにサービス区分を設ける必要が生じたことについて、経理規程の一部改正新旧対照表に基づき提案説明した。
以上の説明を受け第１５号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。
質問：岡田理事
成年後見支援センターについて質問したい。必要性については問題ないと思うが、具体的にどのようなことをするのか。相談を受けた方について、具体的に弁護士や司法書士などの専門職を紹介するのか、または、後見の仕事も委託契約を受けて実施するのかを聞きたい。また、職員の配置はどの程度考えているのか。相談件数はどのぐらいあると見込んでいるのか。
回答：事務局長
成年後見支援センターの役割については、国が成年後見制度を平成１２年に制度化し、基本的には障がいのある方、高齢の方が自身で財産管理が難しくなった場合に、判断能力の程度により後見人、補佐人、補助人などに委任し、本人に代わって契約などをおこなう制度である。しかし、成年後見制度が利用促進されていないとの課題から、平成２９年に成年後見利用促進法が新たに追加され、制度の積極的な運用について制度化された。国では、成年後見支援センターでは広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能の４つの機能が期待され、役割とされている。現在、全国的に実施されている日常的な金銭管理を支援する福祉サービス利用援助事業において、精華町では２０数名の利用者がいる。最初の段階では同数程度か、やや上回る程度の利用対象者と考えている。一方、諸外国と比べた場合、おおよそ人口の１％が成年後見制度の利用対象者と言われている。人口３万７千人の町であれば３７０人ぐらいが対象になってくるが、それ

が利用促進されていないことから、２年前に利用促進法ができた。精華町の規模であれば、将来的には３００名から４００名ぐらいが利用対象になるかと考えている。体制的な部分については、現在実施している福祉サービス利用援助事業と新しい成年後見支援センターを一体的に取り組むほうが合理的であると考え、４月以降、事務局組織を再編して担当職員を配置していきたい。常勤１名の配置をイメージしているが、福祉サービス利用援助事業と一体であれば、２名体制となる考えである。

意見：岡田理事

後見の委託は受けないことがわかった。詳細は理解した。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第１６号議案　平成３１年度事業計画について

議長の指示により、事務局長から、平成３１年度事業計画案に基づき、基本方針を説明後、重点的に取り組んでいく活動、新規の取り組みなどを中心に提案説明した。

以上の説明を受け第１６号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。

質問：八木理事

地域福祉の担い手となる地域住民を養成し、支援体制を強化しますという部分があるが、具体的に自治会やふれあいサロンなど、現場機関においては非常にボランティアが不足している。ほとんどいない状況である。これに対して、どういう支援体制があるのか。あるいは、どのような計画をしているのか。地区福祉推進委員の後任探しも大変な状況である。高齢者見守り隊なども後任者がいない。対象者は増えるが、それを見守る立場の人が増えない。スキルや意識の不足がある。

回答：事務局長

総論でも述べたが、人手不足、人材不足については、この国において福祉に限らず全般にわたり深刻な状況に直面していると率直に感じている。組織内から見ると専門職の確保も厳しい状況であり、地域に出ると福祉活動の担い手や、自治会運営の担い手までが不足しているとの課題を耳にする機会がある。社協としては、これから地域活動や福祉活動を始めてみたいという気持ちを少しでも持っている方を、上手に地域や精華町内での福祉活動に繋げていく役割を担っていきたいと考えている。養成講座などに参加いただいた方に、地域での活動を紹介させていただき、そこへ繋いでいくということを今後もおこなっていきたい。来月、３月に２回程そういった場を用意している。参加いただいた方にお住まいの地域や近隣地域の活

動などを紹介し、地域の福祉の担い手になっていただけるように繋いでいきたい。支え手が不足していることは強く認識しているが、その中で、新たに地域活動をしてみようと思う方がいるのも事実である。その方が地域での活動に参加し、根付いていくように、社協として支援していきたいと考えている。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第１７号議案　平成３１年度収支予算について

議長の指示により、事務局長から、平成３１年度収支予算案に基づき、収支予算書を用いて全体的な予算の概要及び傾向を説明後、拠点別の収支予算について提案説明した。

以上の説明を受け第１７号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。

質問：岡田理事

生活福祉資金貸付事業があるが、これは京都府社会福祉協議会からの受託事業になるのか。貸付額や返済額については、精華町社協に入る予算となっているのか。別の社協では、貸付の際に関係者が集まり検討する貸付調査委員会というのがあった。現在、民生委員をしているが、別の民生委員から、担当する利用者が返済をしないため困っているという話を聞く。また、返さない利用者から回収するよう、民生委員に何とかして欲しいなどということもあり、負担があり困っていると聞いている。回収する仕組みを聞きたい。回収するための努力を担当職員が頑張っているのか。民生委員に全部かかってくるのは大変である。社協の努力を聞きたい。

回答：事務局長

生活福祉資金貸付事業については、法令上、都道府県社会福祉協議会の事業であり、実施主体は京都府社会福祉協議会である。本来、京都府社協が府民に対し貸付や相談援助、償還指導などをおこなうべきであるが、利用者に不便があるため、京都府下では各市町村社協に相談業務を委託している。予算書に生活福祉資金貸付事務とあるように、貸付事務のみをおこなっているため、お金の流れについては一切、市町村社協は介さない。本会の予算や決算には反映されないものであり、京都府社協において予決算が計上されている。本会においては、受託している窓口事務にかかる業務委託費を、生活福祉資金貸付事務サービス区分で計上している。２点目の生活福祉資金貸付調査委員会については、精華町社協にも設置規程があり、民生委員や行政機関など各関係機関からの委員７名で組織化されている。該当案件があった場合、調査委員会を開催し意見をまとめているが、貸付

についての最終判断は実施主体である京都府社協においてなされる。３点目の滞納世帯への対応については、担当職員から、電話などにより定期的に返済についての連絡をおこなっており、場合によっては利用者に窓口に来ていただき今後の返済計画についての相談や、分割返済を考えていくなどの対応をしている。この制度の成り立ちについては、民生委員制度の中から始まった貸付事業であり、途中で貸付事業の事務局が社会福祉協議会に移ったものである。そのことから、単なるお金の貸し借りだけではなく、生活福祉資金という地域の中で生活に困窮している方が対象であり、民生委員さんにも返済のチェックではなく、憲法が保障する人らしい暮らしができているかを含めて全般的なところを、距離を置いたところから見ていただく役割が期待されていると聞いている。何も無しでは民生委員さんも利用者宅を訪問しにくいため、返済計画書等の書面を定期的に持って行っていただく中で、日々の生活の様子を聞き取っていただくなど、そういった解釈で係っていただければと感じている。社協職員についてはしっかりと対応はさせていただいているが、利用者が誠意なく悪質な滞納等をしている場合は、京都府社協への移管や法的措置を取ってもらうこともできる。日々の生活については民生委員さんが同じ地域の住民として見ていただき、社協は返済できるのかどうかの判断等に係り、最終的に、案件によっては京都府社協が法的に対応するなど、役割分担ができていると考えている。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第１８号議案　評議員選出等の規程の一部改正について

議長の指示により、事務局長から、定款第２６条に規定する顧問について、精華町議会から辞任の申し出があったことに伴い、本会評議員選出等の規程の一部を改正する必要が生じたことについて、評議員選出等の規程の一部改正新旧対照表案を用いて提案説明した。

第１８号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第１９号議案　平成３１年度資金運用計画について

議長の指示により、事務局長から、資金運用規程第６条に基づき、平成３１年度の資金運用計画について、資金運用計画案を用いて提案説明した。

第１９号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

諸報告

議長の指示により、以下の事項について事務局長並びに担当課長から報告をおこなった。

事務局長から、地域福祉課として下記の３点について報告をした。

（１）デイサービスセンター積立金の一部運用について
　　（平成３１年１月運用分）

（２）絆ネット構築支援事業（不登校の子をもつ親のつどい）

（３）講座等のお知らせについて

地域包括支援センター長から、地域包括支援センターとして下記の１点について報告をした。

（１）南部地域包括支援センター事業実績

在宅介護課長から、在宅介護課として下記の４点について報告をした。

（１）平成３０年度居宅介護支援係の事業実績

（２）平成３０年度訪問介護係の事業実績

（３）障害福祉サービス等実地指導の実施結果について

（４）介護保険業務支援システム設置業務について

通所介護課長から、通所介護課として下記の３点について報告をした。

（１）平成３０年度通所介護等の事業実績

（２）苦情対応結果報告書について

（３）第三者評価受診について

諸報告の後、議長から全般的なところで意見等を聞いたところ、以下の意見等があった。

意見：岡田理事

先ほど、今後のシンポジウムなどの案内があったが、年明けから、たくさんのいろんな案内が来る。どれも、機会があれば参加して勉強したい。しかし、これだけ間髪入れずにあると、参加できないのが現状である。１月から３月まで一覧にまとめてみたが、町が主催で社協も事務局に入っているまちづくりセミナーから、町主催のあんしん見守りシンポジウムなど（精華町主催７件、精華町社協主催２件、他の主催４件）、びっしりである。参加したいが、これだけ重なると大変である。良いものを開催しても、人が集まらないのではないか。また、社協の正職員数は少ないため、休日開催の場合は職員への負担も大きいのではないか。職員や参加者のことを考え、関係機関との話し合いと、時期の分散について検討してもらいたい。

回答：事務局長

ご指摘のとおりである。ただ１点ご了承いただきたいことは、町内の場合、企画段階で参画しているものについては日程調整が可能な場合があるが、精華町が国庫補助を受け、３月３１日までに開催する必要がある場合や、

町外でおこなわれる行事の場合など、企画段階から入るのではなく決定事項だけが届くため、それを社協が地域住民にお知らせすることになる。その部分についての重複については、大変心苦しいところである。先日、社協の職員会議においては、関係職員に対して行事は全て年内に開催するように指示を出したところである。次年度については年内に計画的に開催していくが、対外的な部分についてはご容赦いただきたい。

質問：石崎理事

事業計画の文言表記について聞きたい。障がい者の害の部分について、漢字の使用とひらがなの使用にわかれているが、意図があるのか。

回答：事務局長

基本的には、ひらがなを使用することで内部統一している。ただし、規則や法律などの固有名詞、固有名称については、原文どおりを使用する。

質問：石崎理事

意図については理解したが、事業計画内において混在している部分があるが、これは法律的な表記なのか。

回答：事務局長

事業の名称については漢字であるが、事業説明の部分について漢字になっているのは誤りである。ひらがな表記に訂正させていただく。

以上をもって案件の全てを終了したので議長が閉会を宣し、午後３時３５分散会した。

上記の決議を証するため議事録署名人において次に記名押印する。

平成３１年３月８日作成
社会福祉法人精華町社会福祉協議会
平成３０年度第４回理事会

会　長　　印

監　事　　印